

第六五回

参第一二号

　　海洋資源開発振興法（案）

目次

- 第一章 総則（第一条 - 第六条）
- 第二章 海洋資源開発委員会（第七条 - 第九条）
- 第三章 海洋資源開発基本計画（第十条）
- 第四章 海洋資源の開発の推進（第十一条 - 第十三条）
- 第五章 研究体制の整備（第十四条・第十五条）
- 第六章 情報流通の円滑化等（第十六条 - 第十八条）
- 第七章 民間の努力の助長（第十九条）
- 第八章 補則（第二十条 - 第二十三条）

附則

　　第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、海洋に関する調査の推進、海洋資源の開発の技術（以下「開発技術」という。）の研究（開発技術の開発を含む。以下同じ。）の推進、開発技術の研究の成果の利用の推進その他海洋資源の開発の推進に必要な施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、資源を確保し、産業の振興を図り、もつて国民生活の水準向上と人類社会の福祉とに寄与することを目的とする。

（基本方針）

第二条 海洋資源の開発は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行なうものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

（国の施策）

第三条 国は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を講じなければならない。

- 一 海水象、海上気象、海底の地形及び地質、海洋資源の分布状況等に関する調査の推進を図ること。
- 二 開発技術の研究及びその成果の利用の推進を図ること。
- 三 海洋資源の開発に関する研究機関の整備を図ること。
- 四 海洋資源の開発に関する業務に従事する研究者、技術者その他の者（以下「研究者等」という。）の確保及び勤務条件の適正化を図ること。
- 五 海洋資源の開発に関する情報の流通の円滑化を図ること。
- 六 海洋資源の開発に関する知識の普及及び啓発を図ること。
- 七 海洋資源の開発に関する国際交流の推進を図ること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、海洋資源の開発に必要な事項

(地方公共団体の施策)

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第五条 政府は、第三条の施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、海洋資源の開発の進展状況及び政府が海洋資源の開発の推進に関して講じた施策に関し、報告書を提出しなければならない。

第二章 海洋資源開発委員会

(海洋資源開発委員会)

第七条 海洋に関する調査、開発技術の研究、開発技術の研究の成果の利用その他海洋資源の開発に関する国の施策の計画的な推進と海洋資源の開発に関する行政の民主的な運営に資するため、総理府に海洋資源開発委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

第八条 委員会は、海洋に関する調査、開発技術の研究、開発技術の研究の成果の利用その他海洋資源の開発に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

第九条 この法律で定めるもののほか、委員会については、別に法律で定める。

第三章 海洋資源開発基本計画

(基本計画の作成等)

第十条 委員会は、海洋資源の開発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成するとともに、海洋資源の開発の進展状況、海洋資源の開発に関して行なわれた施策の効果等を勘案して、毎年、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 海洋に関する調査及び開発技術の研究に関する総合的かつ長期的な計画
- 二 その他海洋資源の開発に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるために必要な事項

4 政府は、第一項の規定により委員会が作成し、又は修正した基本計画に定められた事項については、これを尊重しなければならない。

第四章 海洋資源の開発の推進

(調査観測体制の整備拡充)

第十一条 国は、海洋に関する調査を推進するため、調査船の増強、自動調査機器装置及び自動観測機器装置の研究等調査観測体制の整備拡充に必要な施策を講ずるものとする。

(開発技術の研究の推進)

第十二条 国は、海洋資源の開発の推進を図るため、次の各号に掲げる事項につき、必要な施策を講ずるものとする。

- 一 漁場の探査、海洋に存する生物の採捕及びその海底農場等における増養殖のための技術及び機器装置の研究
- 二 海洋に存する鉱物の探査及び採取のための技術及び機器装置並びに作業基地の研究
- 三 海水の運動に伴うエネルギーの電力化及び海水の淡水化のための技術及び機器装置の研究
- 四 前各号に掲げるもののほか、開発技術の研究
(研究成果の利用)

第十三条 国は、開発技術の研究の成果の利用の推進を図るため、その普及及び企業化等の推進に必要な施策を講ずるものとする。

第五章 研究体制の整備

(研究環境の整備)

第十四条 国は、海洋工学に関する研究機関の設置等開発技術の研究に必要な施設及び設備の充実その他研究環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(研究者等の確保及び勤務条件)

第十五条 国は、大学における海洋工学に関する学部の設置、海洋技術士制度の採用等研究者等の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、研究者等の勤務の特殊性にかんがみ、その業務に伴う危害の防止及び健康の保持並びにその待遇の適正化に必要な施策を講ずるものとする。

第六章 情報流通の円滑化等

(情報流通の円滑化)

第十六条 国は、海洋資源の開発に関する情報の流通の円滑化を図るため、その流通に関する体制の整備、情報の処理方式の高度化等に必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第十七条 国は、国民一般の海洋資源の開発に関する理解を深めるため、海洋資源の開発に関する知識の普及及び啓発に必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流の推進)

第十八条 国は、海洋に関する調査、開発技術の研究及び海洋資源の開発に関する情報の交換を広く国際的に推進するため必要な施策を講ずるものとする。

第七章 民間の努力の助長

(民間の努力の助長)

第十九条 国は、民間における海洋資源の開発に資する自主的な努力を助長するために必要な施策を講ずるものとする。

第八章 補則

(海洋資源開発技術総合研究所及び海洋資源開発公団)

第二十条 政府の監督の下に、開発技術の研究その他海洋資源の開発に必要な事項を行なわせるため海洋資源開発技術総合研究所を、海洋資源の開発の事業を行なう者に対する資金の貸付け等海洋資源の開発に必要な事項を行なわせるため海洋資源開発公団を置く。

2 海洋資源開発技術総合研究所及び海洋資源開発公団に関する規定は、別に法律で定める。

(行政組織の整備等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、第三条及び第四条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(関係団体の整備)

第二十二条 国は、海洋資源の開発に関する事業の健全な発展を図ることができるように、海洋資源の開発に関する団体の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(特許発明等の国外流出の規制等)

第二十三条 開発技術に関する特許発明、開発技術等の国外流出に係る契約の締結は、別に法律で定めるところにより政府の行なう規制に従わなければならない。

2 政府は、開発技術に関する特許出願に係る発明又は特許発明に関し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

海洋資源の開発が国民生活の水準向上と人類社会の福祉とに寄与することの重要性にかんがみ、その推進を図るため、海洋資源の開発に関する基本方針並びに国及び地方公共団体が講すべき施策の基本を定めるとともに、その総合的かつ計画的な実施を推進するため必要な体制を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。